

令和6年度 交通DXと観光MaaSによる回遊性向上業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和6年度 交通DXと観光MaaSによる回遊性向上業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和6年度 交通DXと観光MaaSによる回遊性向上業務委託

2 業務目的

本業務は、年間で約160万人が訪れる沼津港への来訪客によって発生する慢性的な渋滞の解消、及び沼津港周辺の賑わいを沼津駅周辺の市街地へ波及出来ていないことによる観光客や市民への情報提供不足の課題を解決するため、沼津港への更なる集客とまちなかへの周遊を実現するべく、沼津駅と沼津港間に位置する駐車場の満空情報を可視化し、駐車場から路線バス等へシームレスな移動手段情報を、統一的なユーザーインターフェイスといった情報発信ツールを用いることで、観光客や市民にもわかりやすく提供できるサービス構築を行い、市内の回遊性を向上させることを目的とする。

3 経緯・背景

本市では、都市全体の維持を図るためコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めており、各拠点に都市機能や居住を誘導し一定の人口密度を確保するとともに、拠点間を公共交通と道路ネットワークで連結することで、過度に自家用車に依存しない持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

各拠点とのネットワークについては、「行きたいまち、住みたいまち。」～公共交通の改善により、選ばれるまちへ～を基本方針とした公共交通計画を策定し、公共交通軸の形成や公共交通セーフティネットの構築など6つのプロジェクトを位置づけ、いつでも、どこでも、誰でも安心して利用できる使いやすい公共交通の構築を目指し取り組みを進めているところである。

このような中、観光地の沼津港においては車による来訪が多く、駐車場の収容台数に限りがあることから、慢性的に渋滞が発生をしまっている。また、市内の公共交通路線の情報発信については、公共交通マップやデジタルサイネージによる情報発信をしているが、沼津港周辺の賑わいを沼津駅の中心市街地への波及につなげることが出来ていない課題がある。

このため、ユーザーインターフェイス等の情報発信ツールによって沼津港へ車で来訪する人に対し、駐車場満空情報を提供することで、市内にある他の駐車場へ誘導し分散化を図り渋滞の発生を抑制させることに併せ、路線バス等のシームレスな移動手段についてもわかりやすく情報を発信することで、市内のさらなる回遊性向上や中心市街地への賑わい波及を図っていく必要がある。

4 業務内容

1. 観光MaaSサービス

①鉄道・バス経路検索アプリへ観光情報を一元化

鉄道・バス経路検索アプリへ観光情報や飲食店情報を付加し、移動と観光情報を一元的に集約。

②市内駐車場の満空情報提供

鉄道・バス経路検索アプリにおいて、中心市街地エリアの駐車場満空情報を提供。

2. モビリティデータプラットフォーム

① 駐車場満空情報と鉄道・バス経路検索アプリの連携データ基盤の開発

中心市街地の駐車場満空データを鉄道・バス経路検索アプリへ連携を可能とするデータ基盤を開発。

② モビリティデータプラットフォームの構築

将来的に、乗合タクシーといった住民向け移動支援等のモビリティサービスの実装といった面を考慮した、データプラットフォームを構築。

5 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目など必要に応じて適宜、対面やWebによる打合せ協議を実施するものとする。

6 報告書作成

受託者は、本業務の完了を証する成果品として、業務の経過や業務実施結果をまとめた報告書等を以下のとおり委託者まで提出すること。

① 業務報告書

A4版（ファイリングして提出） 2部

② 上記に係る電子データ（CD-R等） 2部

※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データに加え、PDF化した電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対し書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。